

会社情報に対する信頼性向上を目指す東京証券取引所の一連の対応

1. 全上場会社への要請文の送付（別紙）

2. 制度の見直し

（誠実な情報開示に向けて）

- ① 適時開示に関する当取引所への宣誓
- ② 有価証券報告書に不実の記載がないと経営者が認識している旨の当取引所への通知

（会社情報の充実に向けて）

- ③ 非上場親会社等に関する会社情報開示の適用拡大（平成7年以前の上場会社にも）
- ④ 親会社等との取引に関する開示の制度化

（その他関連規則の強化）

- ⑤ 少数特定者持株数に関する緩和措置を廃止
- ⑥ 虚偽記載等の該当範囲を「財務諸表等」から「有価証券報告書等全体」に拡大
- ⑦ 全上場会社に株式事務代行機関の設置を義務化

以 上

東証上サ第1336号
平成16年10月29日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 鶴島 琢夫

投資者に対する会社情報の適切な開示に関するお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、証券市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもありませんが、上場株券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで、財務内容をはじめとする重要な会社情報が適時かつ適切に開示されることは不可欠なものであり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものであります。

私ども東京証券取引所では、上場会社の皆様のご協力をいただきながら、会社情報の開示の一層の充実を図り、信頼と活力のある証券市場の維持に努めてきたところであります。

しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じております。

これらは、一部の上場会社の企業倫理の欠如に起因するものであり、もとより、多くの上場会社では、日ごろから株主・投資者に目を向けた情報開示に取り組まれているところと認識しておりますが、現下の状況に鑑み、今一度、情報開示に係る社内管理体制等を検証いただき、万全の対応をお願い申し上げる次第であります。

私どもといたしましては、我が国資本市場の機能の強化に向け、引き続き必要な方策を検討してまいり所存ではありますが、投資者が安心して参加できる環境を提供する上では、皆様方上場会社のご理解と会社情報の開示に対する真摯な姿勢が強く期待されているところであります。

上場会社各位におかれましては、投資者の視点に立った会社情報の適切な開示の重要性について、改めてご認識いただき、証券市場の健全な発展に向け、引き続き、ご尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具